

「令和6年能登半島地震」で被災された方へ

## 准看護師免許証再交付申請に係る手数料免除のお知らせ

今回の地震で被災された方におかれましては、下記の手数料について免除措置を受けることができますので、お知らせします。

### 記

#### 1 免除対象となる申請種別及び手数料額

准看護師免許証再交付申請手数料（4,100円）：全額免除

※石川県知事が発行したものに限りです。

※石川県以外の都道府県知事が発行した上記免許証等に関する申請手数料の減免等については、各都道府県の担当窓口までお問い合わせください。

#### 2 免除対象者

令和6年能登半島地震の影響により准看護師免許証を亡失又は損傷された方

##### 【主な事例】

地震で家屋が損壊又は焼失したことにより、免許証等を亡失又は損傷した場合

※その他の事例が対象となるかどうかについては、下記までお問い合わせください。

#### 3 免除対象となる期間

令和6年1月1日から当面の間

#### 4 免除の手続き

再交付申請に必要な書類に添えて、手数料免除申請書（様式1）に必要事項を記入し、り災証明書の写しを持参の上、申請窓口へ直接提出してください。

※り災証明書が発行されない場合は、被災状況を示すにあたり参考となる書類を持参してください。被災を証する書類を提出できない場合は、手数料免除申請書に被災状況を詳細に記入してください。

※各様式の記入にあたっては、様式に記載されている注意事項に従ってください。

#### 5 免除に係る申請窓口

就業地または住所地を所管する各保健所

（問い合わせ先）

石川県健康福祉部医療対策課

医療指導グループ

電話 076-225-1433

FAX 076-225-1434